

北区国際化推進ビジョン

平成16年6月

北 区

「北区国際化推進ビジョン」を、ここに策定いたします。

1999（平成11）年6月に策定した「北区基本構想」では、国際化への対応を平和と人権の尊重とともに「グローバル時代のまちづくり」として位置づけ、「地球市民を育む意識づくり」、「国際交流・国際協力の推進」、「外国人が暮らしやすい環境づくり」の3つを施策の方向として掲げています。

その実現に向けて、北区では、区民、関係機関、関係団体等との連携を図りながら、国際化関連施策を全区的に推進してまいりましたが、近年における交通技術やIT（情報技術）はじめとする科学技術の著しい進歩は、人の行き来や情報、物品などのやりとりを一新させ、国と国、人と人との関係を大きく変えつつあり、このような状況を踏まえた新たな対応が求められています。

本ビジョンは、「北区基本構想」に掲げられた高い理念の実現に向けて、これからの国際化推進の基本的な考え方を明らかとするために策定いたしました。

策定にあたり、2003（平成15）年7月に学識経験者や区民の代表の方々からなる「北区国際化推進ビジョン検討会」を設置し、2004（平成16）年2月まで合計7回にわたり「北区の国際化推進のあり方・方向について」をテーマにご議論いただきました。そして、答申いただいた「北区国際化推進ビジョンの策定に向けて」に基づき、区では2004（平成16）年3月に「北区国際化推進ビジョン（案）」を公表して広くご意見・ご提案を求め、最終的に本ビジョンを策定いたしました。

21世紀の北区は、誰もがいきいきと生活することのできる、賑わいのあるまちを目指しています。そのために、本ビジョンで示された考え方に基づき、グローバル時代にふさわしく、全ての人々が文化や習慣の違いを越えて、互いを認め合い尊重し合って、ともに暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

それはまた、国際化推進の究極の目標である「平和な国際社会の実現」と、まさに軌道を一にするものと信じます。

策定にあたりご尽力いただいた「北区国際化推進ビジョン検討会」の委員の皆さま方、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた区民、区議会をはじめ関係各位に、心から厚く御礼申し上げます。

2004（平成16）年6月

東京都北区長 花川 與惣太

目 次

策定にあたって	1
1．策定の趣旨	1
2．ビジョンの位置づけ	1
答申の背景	2
1．グローバル化の進展	2
2．地域社会への影響	3
3．北区における国際化の状況の今後の課題	4
（1）外国人区民の状況	4
（2）平和・人権への取り組み	5
（3）外国人区民に対する行政サービス	5
（4）海外都市との交流	6
（5）子どもに対する取り組み	6
（6）区民活動の高まり	6
（7）外国人区民の地域での役割	7
基本的な考え方	7
1．国際化推進の基本的考え方	7
2．国際化推進の具体化にあたっての視点	8
（1）区民主体の国際化	8
（2）多様性を認め合う国際化	8
（3）子どもたちに対する国際化	9
施策の方向	9
1．地球市民を育む意識づくり	9
（1）人権の尊重	9
人権尊重の意識づくりの推進	10
地球市民の意識づくりの推進	10
（2）平和の推進	10
平和に対する意識づくりの推進	10
平和に関する事業の推進	10
（3）国際理解の推進	10
国際理解の推進	10
子どもに対する英語活動・教育の推進	11
多文化教育の推進	11
2．国際交流・国際協力の推進	11

(1) 地域における草の根交流の推進	1 1
地域における国際交流の充実	1 1
地域における交流の場と機会の創出	1 2
(2) 区民主体の国際交流の推進	1 2
広がりのある友好都市交流の推進	1 2
次代を担う青少年交流の推進	1 2
アジアをはじめとした海外諸都市との交流の推進	1 2
(3) 北区らしい国際協力の推進	1 2
北区の特性を生かした国際協力の推進	1 2
様々な機関との連携による国際協力の推進	1 3
3 . 外国人にも暮らしやすい環境づくり	1 3
(1) 外国人が生活しやすい環境の整備	1 3
多言語による情報提供の充実	1 3
ニーズに合わせた生活情報の充実	1 3
利便性の高い情報提供システムの構築	1 3
公共サインなどの外国語表示の促進	1 4
外国人相談体制の充実	1 4
日本語能力等の習得支援の充実	1 4
(2) 多文化共生のしくみづくり	1 4
外国人区民の区政への参画の推進	1 4
外国人区民の地域における活用の推進	1 5
(3) 外国人区民の地域参画の促進	1 5
外国人区民の地域における役割の明確化	1 5
外国人区民の地域に対する理解の促進	1 5
外国人区民の地域参画の促進	1 5
計画的な推進に向けて	1 5
1 . 区民に対する情報提供の推進	1 5
2 . 区民と区の協働による国際化の推進	1 5
3 . 区内の国際交流・協力団体等とのネットワークの構築	1 6
4 . 国際化推進の拠点施設及び組織の整備	1 6
5 . 国や都などとの広域的な連携の推進	1 6
別表 北区国際化推進ビジョン・施策体系図	1 7

策定にあたって

1. 策定の趣旨

北区が「国際化社会への対応」を初めて取り上げ、施策の総合化・体系化に取り組んだのは、1988（昭和 63）年の「北区第二次基本計画」においてでした。従来の在日韓国・朝鮮人等の居住者に加えて、当時の日本のバブル景気を背景に、新たにアジア諸国出身者を中心とする外国人が急増しましたので、区内に生じたこうした現実に対応するとともに、国際交流を含む自治体としての国際政策の構築を模索するものであったといえます。

1990 年代に入ってから今日に至るまでの長期不況下においても、区内の外国人居住者の増加傾向は継続しています。このことは、北区という地域社会がすでにグローバルなヒトの移動・移住の流れに組み込まれていることを意味しています。しかし他方で、日本人居住者の減少傾向が続いており、人口構成から見れば、北区は多国籍・多民族の人々によって担われる多文化的（マルチカルチュラル）な地域社会という性格を、急速に、そして確実に強めていることは否定できません。グローバル化は、ヒトの移動ばかりでなく、さらに、経済・情報・教育・文化など広範な領域にわたって、プラスとマイナスの影響を地域社会にもたらしています。また、世界の政治地図もこの間に流動化し、大きく変化しました。

こうした中、北区は 1999（平成 11）年、新たな「北区基本構想」を策定しましたが、そこでは「グローバル時代のまちづくり」として、地球市民を育む意識づくり、国際交流・国際協力の推進、外国人が暮らしやすい環境づくりを位置づけました。

そこで、上記のような地域社会の変化を踏まえて、この施策の方向を外国人区民を含む多様な区民の目で点検しつつ、さらに拡充することを目指して、「北区国際化推進ビジョン」（以下「ビジョン」という）を策定しました。

2. ビジョンの位置づけ

ビジョンは、区の国際化推進施策の基本となるものであるとともに、区民、

ボランティア・区民活動団体^{*1}、企業など、区全体の国際化推進の拠り所になるものです。

また、策定後は、社会情勢の変化や、施策の効果等に関する評価を踏まえて、柔軟かつ適切に見直しを行っていきます。

策定の背景

1. グローバル化の進展

これまで、国と国との間の関係、すなわち国家の存在を前提とする相互作用の増大という意味で、「国際化」という言葉が一般に用いられてきました。しかし、21世紀を迎えた今日では、必ずしも国家を介しない、ヒト、モノ、カネ、情報・文化などの交流の拡大により地球規模での相互依存がますます深まってきているということから、むしろ「グローバル化」という表現が相応しくなってきました。中でも、インターネットなどのIT(情報技術)化の進展は、世界を瞬時に結びつけ、国境の壁をますます低くしています。

このような進展するグローバル化の中、今回のビジョンを策定するに当たっては、特に以下の点に留意しました。

第1に、国際関係を形成する主体が多様化していることです。従来は、国家や大企業が外交や貿易をはじめとする国際関係における中心的役割を担う中で、地方自治体はその補完的役割を担うにすぎませんでした。しかし、これからは国家や大企業だけでなく、地方自治体をはじめ、企業やNGO、市民活動団体や市民などがグローバルな主体としてより重要になっていくと考えられます。

第2に、世界平和はもとより地球温暖化などの環境問題、人権問題、開発途上国の経済問題など、地球規模で解決しなければならない課題が多く出現してきていることです。いずれの課題も一国だけの力では解決できませんので、多くの国との協力が不可欠です。こうした複雑化、多様化する課題の解決に向けては、従来までの行政が中心となった取り組みでは限界があり、企業やNGO、市民活動団体、そして市民一人ひとりの力がますます必要になってきています。

第3に、日本に在住する外国人の増加傾向が続いていることです。平成14

*1 区民活動のうち、非営利で、自主的、自発的に行われる、福祉、教育、防災、環境、文化、国際などの公益的な活動を行う団体のこと。

年末の外国人登録者数は185万人を超え^{*2}、日本の総人口の1.45%を占めています。また、日本に入国したものの在留期間が過ぎても帰国しない超過滞在者や元々在留許可を受けずに入国する密入国者などの不法滞在者が、平成15年1月現在約22万人^{*3}と推計されており、あまり減少傾向がみられていません。これらの理由として、日本が不況から完全に脱し切れていない昨今の状況においても、アジア諸国をはじめとする発展途上にある諸外国からみれば、経済的に豊かであり、魅力があるという点があげられます。

第4に、外国人住民の増加により、日本社会において多民族化・多文化化の傾向がみられることです。新来外国人をはじめ、既に日本国籍を取得した人(系日本人)や、日系人等で永住を希望する人、国際結婚した夫婦とその子ども、中国からの帰国者のように長い海外生活の後に帰国した日本人やその家族など、その文化的背景が日本人と異なる人々が増加しています。さらに、在日韓国・朝鮮人等の人々のように、外国籍であっても日本で生まれ育ち、生活文化も日本人と変わらない人も住民として生活しています。

第5に、自治体の国際交流活動の意義を考え直す時期に来ていることです。これまでの自治体の国際交流活動は、国の補助金等に頼ることのない、それぞれの自治体が独自に行う自主的な事業であったため、自治体の財政難に伴い縮小傾向にあります。しかしながら、国際交流の意義そのものは、異文化と触れ合い、お互いを分かり合い、地球市民としての意識を育み、究極的には世界平和に貢献するという重要な役割があるため、その必要性はますます高まりつつあると言えます。そこで、今後は行政と住民との役割分担などを含めて、交流事業を再構築していくことが求められています。

2. 地域社会への影響

グローバル化の進展は、必然的に地域における新たな社会変動をもたらしますが、地域社会の空間や構造のすべてが変容を迫られるということではなく、例えば、外国人住民が集住する地域が出現したり、地域内の外国人住民がある特定の国籍に偏っている場合などに見られるように、ある特定の地区や社会側面などに強い影響が出てくる傾向があります。そして、そのことが、地域社会のアイデンティティや文化力や魅力、普遍的価値などを問い直すことにもつながっています。

*2 2003(平成15)年1月1日法務省入国管理局統計より

*3 2003(平成15)年1月1日法務省入国管理局統計より

ここ十数年ほどの間に、地域社会において外国人住民と多様な接点・交流を持つ住民が増加したことにより、いわゆる「外国人馴れ」が進み、さらには、外国人住民とより深い交友関係を有する場合には、双方が名前で呼び合うようなパーソナルで個別的な親交が築かれてきています。

しかし、これまで日本人のみで形成されていた地域コミュニティが、外国人住民が大幅に増加することによって、多くの問題を抱えるようになるといったケースも見受けられます。

また、不法滞在者などの非合法的な滞在者が犯罪に巻き込まれることもあり、2003（平成15）年12月には内閣の犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、都においても総合的な治安対策に乗り出すなど、いわゆる外国人犯罪への対応が強化されました。

一方、1990（平成2）年の改正出入国管理及び難民認定法の施行によって、日系人をはじめとする日本社会との血のつながりのある外国人の就労が緩和されましたが、未だに単純労働者の受入は認めていません。しかし、今後の少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働力不足を招く可能性もあるため、外国人労働者の受入れをめぐる論議が本格化してきています。

以上のことから、地域社会全体として、地域内で生活する外国人との共生のあり方などについて、一定の考え方や方向性を構築し、的確に対応していくことが求められています。

3．北区における国際化の状況と今後の課題

北区における国際化に関する状況を把握し、今後に向けての課題を以下のとおり整理しておくこととします。

（1）外国人区民の状況

北区には、2003（平成15）年12月末日現在、81カ国13,743人の外国人区民が在住しています。その内訳は、中国7,336人を筆頭に、韓国・朝鮮3,172人、フィリピン937人、バングラデシュ408人、ミャンマー353人などとなっています。北区が外国人登録人口統計の調査を開始した1968（昭和43）年には2,735人だったことを考えると、実に5倍にもなっています。

また、1988（昭和63）年には、外国人登録人口が1年間に2,565人も増加し、また、国籍別人口においても、最も多い国籍が韓国・朝鮮から中

国へと交代するなど、北区における本格的な国際化の対応への契機となった年といえます。その後、1997（平成9）年まではあまり大きな増減が見られませんが、1998（平成10）年から再び増加傾向に転じています。

そのため、地域において多様性や活力が育まれるといった効果がある反面、外国人区民に対する住宅の確保が困難であることや、日本人区民と外国人区民との生活ルールをめぐるトラブルなど、解決すべき課題も生じています。

（2）平和・人権への取り組み

北区は、1986（昭和61）年3月15日に、世界の恒久平和と永遠の繁栄を祈念して「平和都市宣言」^{*4}を行い、毎年8月には平和祈念週間を設けて、さまざまな事業を実施しています。

また、人権意識の高揚等を目指して、人権擁護委員会を中心に、広報・啓発、相談に関わる事業を実施するとともに、毎年12月の人権週間には記念事業を行うなどの取り組みを進めています。

友好親善や国際交流の輪を広げ、一人でも多くの区民が、直接外国人と交流し、文化や生活習慣の違いを認め合い理解し合うことが、国際平和と人権尊重の基盤づくりへとつながります。

依然として不安定な国際情勢が続く中で、平和と人権の視点からの地域国際化推進施策の一層の充実が求められています。

（3）外国人区民に対する行政サービス

北区は、1990（平成2）年に課レベルの専管組織を設置し、さらに、「北区の国際化の現状と課題」と題する国際化推進指針を策定して、全庁をあげて国際化の推進を図ってきました。今まで、個別に行われてきた「外国人相談」や「公共サインの整備」「外国語による情報提供」をはじめとするさまざまな国際化に関する施策について、専管組織が総合調整を行い、全庁的に足並みを揃え、施策を進めるための横断的な調整機能を構築されています。

しかしながら、従来は外国人区民については、訪日の目的に沿った数年程度の短・中期的な滞在しか予期していなかった面もあり、これからは、定住化する外国人区民が増加傾向にあることを踏まえて、保健・医療・福祉・教育・防災をはじめとする、日常生活を送る上で必要なサービスの充実が求められています。

中でも、外国人児童・生徒に対する日本語適応指導などの学習支援の充実を

*4 国の非核三原則の堅持を求めるとともに、心から世界の恒久平和と永遠の繁栄を願って、1986（昭和61）年3月15日に行った宣言。

図ることや、実態がなかなか把握できない不就学の問題への対応などが強く求められています。

(4) 海外都市との交流

北区は、長年の交流を積み重ねてきた中国北京市宣武区^{*5}との間で、1993(平成5)年に「友好交流・協力関係合意書」の調印を交わしました。そして、子どもから大人まで幅広い層による区民レベルの産業や環境、女性、文化、スポーツなどの多彩な交流を積み重ねてきました。合意書締結10周年を契機として、宣武区との新たな交流のあり方及び区民を主体とした海外他都市との交流の実現について、検討すべき時期を迎えています。

(5) 子どもに対する取り組み

北区は、既に、中学生に対する英語教育への取り組みはもとより、小学生に対する英語活動や、留学生をはじめとして地域の外国人区民をゲストに招いて開催している異文化理解講座など、異なる言語や文化、習慣について理解を深め、違いを尊重する資質と能力を育むため、子どもの頃から多くの国際化への取り組みを行っています。今後は、就学前児童を対象とした国際化への取り組みを拡げるなど、これらのあらゆる事業を段階的に充実する必要があります。

特に、中学生に対しては、英語を使って留学生と交流を深める「イングリッシュ・サマー・キャンプ」や、アメリカの中学校との間で中学生海外交流事業を行っています。さらに新たな展開を検討することも考えられます。

なお、日本がアジアの一員であるということから、隣国である韓国や中国をはじめアジア諸国を対象とした取り組みについても今後の検討課題であるといえます。

(6) 区民活動の高まり

北区は、北区国際交流・協力ボランティア登録制度(通称=K VOICE)を設けており、2003(平成15)年末日現在189名の区民が登録しています。そして、区が中心となって行う国際交流・協力事業をはじめホームビジット・ホームステイ、情報紙の作成、通訳・翻訳など、多岐にわたって区が中心となって実施するさまざまな国際化推進事業などに協力しています。また、区内には、多くの国際交流・協力を行う区民活動団体が設立されており、多様な分野で世界の人々と活発な交流・協力活動が行われています。こうした活動

*5 北京市の中心部に位置し、北京城内にある4つの区の一つ。古くから庶民の生活の場として栄え、最近では都市建設計画に基づき、高層建築物や道路が整備され、快適な環境の商業文化地区として発展。

は、地域の国際化推進の原動力として非常に重要な役割を担っています。しかし、区民活動団体には、資金や人材、情報提供、活動場所など運営面での困難を抱える団体も少なくなく、そうした全区的な区民活動をサポートする目的で、「北区NPO・ボランティアぷらざ」が開設されましたが、さらに国際交流・協力に関わる区民活動団体にとって活動しやすい環境の整備が求められています。

(7) 外国人区民の地域での役割

これまで、区をはじめ地域の人々は、ともすれば外国人区民を「お客様」として接する意識がなかったとは言いきれません。全ての準備が区や日本人区民などによって行われ、外国人区民は受け身で参加するだけといった、よく見られるケースに象徴されるように、真の地域社会の一員とは見なされてこなかった面があります。

これからは、外国人区民も地域社会を構成する真の一員として、住民としての責任を果たすとともに、自国で培ってきた言語や文化などを活かして積極的に地域活動に参加することが求められています。

基本的な考え方

これからの北区における国際化推進にあたっては、「北区基本構想」に則り、以下の考え方に基づいて行っていくこととします。

1. 国際化推進の基本的考え方

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、貧困、差別、移民・難民、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接に関係を持っています。

同じ地球に住む「地球市民」としての自覚のもと、わたしたち一人ひとりに、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区

民、ボランティア・区民活動団体、企業などと連携・協働^{*6}して、国際交流、国際協力を推進し、世界に開かれた、平和と人権と文化的多様性を尊重するまちづくりを図ることが重要です。

そのための基本的方向として、次の3点を据えることとします。

- (1) 地球市民を育む意識づくり
- (2) 国際交流・国際協力の推進
- (3) 外国人にも暮らしやすい環境づくり

2. 国際化推進の具体化にあたっての視点

(1) 区民主体の国際化

これからの国際化は、区民、区民活動団体、企業、区の各主体がそれぞれの特性と役割分担のもとで推進していくことが必要です。中でも、人と人との交流はその基本をなすものであり、区民一人ひとりが国際化の担い手であると言えます。

グローバル化が進展している今日、国際交流・協力などの国際化の推進を支えているのは地域における区民の活動であり、国際感覚を有する区民の草の根活動が、外国人区民への支援など地域のグローバル化の推進にとって、大きな力となっています。

今後は区民が主役となって、企業、区との連携・協働のもとに国際化を推進していくために、区は区民の活動が促進されるように環境整備を図るコーディネーター的な役割を担っていくことが重要です。

(2) 多様性を認め合う国際化

北区には、世界のさまざまな国や地域から多様な文化や背景を持つ人々が来訪して、区民として暮らしています。こうした人々と相互理解を深め、互いの存在を認め合うことを基本として、少数者の存在やその文化を尊重して、「多様性を認め合う社会」の実現を目指していくことが必要です。

それは、単に「外国人にも暮らしやすい環境づくり」を進めていくことのみならず、少数者とその多様性を大切にするという点で、「すべての区民にとつ

*6 区とNPO・ボランティア、またはNPO・ボランティア同士の目的が共通する事業であるときに、互いに協力しあって事業を行うこと。

てやさしいまちづくり」、すなわち「ユニバーサル社会づくり」^{*7}につながる
こととなります。

「多様性を認め合う社会」とは、一人ひとりの区民や地域社会の文化全体を
豊かにしていくものであるため、区民と区は、ともに多様性を認め合うこと
のできる多文化共生の土壌を育み、推進していくことが重要です。

(3) 子どもたちに対する国際化

今後、さらにグローバル化が進展していくとともに、区民一人ひとりが「地
球市民」として、平和・人権をはじめとする国際感覚を育み、世界規模で活躍
する時代が訪れようとしています。

そうした状況の中で、これからの北区の国際化を考えると、次代を担う子ど
もたちに対する国際化への取り組みは、何にもまして重要となります。その前
提としては、自国文化についての理解を深めることが不可欠であり、その上で、
英語をはじめとする外国語の習得や、友好都市をはじめとする海外諸都市や区
内の外国人区民との交流により、国際感覚を育み、国際理解や多文化理解など
を深めていくことが重要です。

施策の方向

これからの国際化推進にあたっては、それぞれ具体的な施策の方向を示すこ
とが必要です。

そこで、以下のとおり施策の方向について、具体的提案等を適宜盛り込みな
がら示すこととします。

1. 地球市民を育む意識づくり

身近な問題から地球規模の課題まで、グローバルな視点で考え、地域から行
動することのできる「地球市民」としての意識の醸成を図ります。

社会的身分や門地、人種、信条または性などによるあらゆる偏見や差別が解

*7 すべての人々の人権を尊重して、誰もがいつでも自由意志の下に社会参加できる社会のことである
が、本ビジョンでは、障害者のみならず、さまざまなハンディを負うすべての少数者がその人権を尊重
され、社会参加できる社会という意味で用いている。

消され、一人ひとりの人格を認めあう社会の実現をめざし、区民の人権問題についての理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育みます。

また、平和は人類共通の願いであることから、「地球市民」の視点に立って、平和への取り組みを推進します。

(1) 人権の尊重

人権尊重の意識づくりの推進

区民、企業、区民活動団体などと連携し、あらゆる機会を通じて、人権尊重への普及・啓発・学習活動を推進します。

特に、一部の外国人が起こした犯罪等の影響を受けて、多くの外国人区民の人権が脅かされることがないように、適切な配慮を行う必要があります。

地球市民の意識づくりの推進

区民一人ひとりが同じ地球に住む人間として、グローバルな視点で考え行動することができる「地球市民」の意識づくりを進めます。

例えば、地球市民としての意識啓発を図るために、東京外国語大学イメージ継承施設^{*8}などを活用して学習会やイベントを開催することなどが考えられます。

(2) 平和の推進

平和に対する意識づくりの推進

平和は人類共通の願いであることから、あらゆる機会を通じて「地球市民」の視点に立った区民の平和に対する意識の普及に努めます。

平和に関する事業の推進

「平和都市宣言」の理念の普及と、区民の平和への願いを区内外へ発信するため、平和を祈念する事業を推進します。

(3) 国際理解の推進

国際理解の推進

多様な区民活動団体等との連携を図り、区内のさまざまな国の人々と

*8 東京外国語大学が北区の国際化の核であり、区内で唯一の4年生大学として、地域に開かれた学習活動の拠点でもあったことから、そうした機能を将来に渡り継承するために、様々な人々や多彩な活動が交流し、共生する場として位置づけ、区民のグローバルな活動を支援する施設として整備するもの。

の相互理解を深めるなど、子どもから大人までのあらゆる世代を対象として、地域の特長を生かした異文化理解や国際理解の機会の創出に努めます。

例えば、区民の国際感覚を醸成するために、保育園や児童館から文化センターまで、幅広い区民に対する異文化理解講座や国際理解講座の開催や、地域での開催を支援することなどが考えられます。

子どもに対する英語活動・教育の推進

世界の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、国際的な視野を持って進んで国際社会に参加する力を育み、地球市民として活躍できる子どもたちを育成するため、外国人や国際経験豊かな日本人を講師とする、子どもたちの英語活動・教育を推進します。

例えば、AET（英語指導講師）を派遣するなどして小学校全学年に対する英語活動を行い、小学生からの英語能力の向上を図ることなどが考えられます。

多文化教育の推進

子どもや青少年に対する教育、さらには外国人を含めた区民向けの、多文化共生についての学習の機会を設けるなど、多文化教育^{*9}の推進を図ります。

2 . 国際交流・国際協力の推進

環境や差別、難民、飢餓など、地球規模の課題の解決に貢献するため、区民、区民活動団体、企業などと連携・協働して、国際交流・協力のあり方を見直すとともに、一層の推進を図ります。

また、友好都市など国外との交流は、地域に新たな文化の生命を吹き込み、区民の国際理解を深めることとなるため、区民レベルの草の根の交流を推進します。

(1) 地域における草の根交流の推進

地域における国際交流の充実

*9 1960年代以降、アメリカをはじめ西欧諸国で発展してきた多文化・多民族社会の教育的課題に対する理論と実践のこと。

地域における日本人区民と外国人区民との間の相互理解を深めるため、地域において、区や地域と区民活動団体との連携を図り、芸術・文化・教育・スポーツなどを通じた国際交流事業の開催を促進します。

例えば、区民まつりにおいて、世界の料理や民芸品等の販売を行う「国際ふれあい広場」の開催や、地域の公共的な団体が行う地域住民向けの行事に関する翻訳等による情報支援、外国人区民や留学生等と区内の文化団体等が日本の文化行事等を通して交流を図る異文化交流のための事業などが考えられます。

地域における交流の場と機会の創出

地域において、日本人区民と外国人区民が日常的に交流できる環境を整備します。

例えば、留学生などを区内の家庭に招く機会を設けるホームステイやホームビジットの実施やホームステイ受入希望家庭の登録及び活用などが考えられます。

(2) 区民主体の国際交流の推進

広がりのある友好都市交流の推進

友好都市の持つ魅力や活力をまちづくりに生かしていくため、より多くの区民が参加できるように、スポーツ、文化芸術をはじめとする親しみやすいテーマで、区民主体の交流の促進を図ります。

例えば、中国北京市宣武区との間で、区民レベルの交流の促進を図るため、情報提供や宣武区側との連絡調整など、区が側面から支援を行うことなどが考えられます。

次代を担う青少年交流の推進

友好都市をはじめ、さまざまな海外の都市との交流を支援するとともに、英語圏の諸都市への交流事業を充実させ、青少年の国際感覚の育成を図ります。

例えば、国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を育成するために、区内中学生などを海外へ派遣する交流事業を充実することなどが考えられます。

アジアをはじめとした海外諸都市との交流の推進

アジアをはじめとする海外諸都市・地域との区民レベルの交流を推進します。

(3) 北区らしい国際協力の推進

北区の特性を生かした国際協力の推進

世界平和や地球規模の都市環境問題等に対して、北区や地域社会が今まで培ってきた技術力や人づくりのノウハウを最大限に活用して、発展途上の国々に対する地域からの国際協力の推進を図ります。

例えば、区民が中心となって取り組む「東南アジア保育支援事業」のような地域からの国際協力のための事業を、NPO・ボランティアぷらざ等の区民活動団体との連携・協働を図り、新たに取り組んでいくことなどが考えられます。

様々な機関との連携による国際協力の推進

「独立行政法人 国際協力機構」^{*10}をはじめとする政府系諸団体や区内外のNGO（非政府組織）など、さまざまな機関と連携を図り、地域からの国際協力を推進します。

3. 外国人にも暮らしやすい環境づくり

外国人もともに生活する区民として、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、地域社会における多様な場での参加や交流を促進します。

(1) 外国人が生活しやすい環境の整備

多言語による情報提供の充実

区が作成する刊行物をはじめ、公共的な刊行物の多言語化の推進を図ります。

例えば、定期的に日本語と英語・中国語・ハングルをはじめとする多言語との併記で作成する「国際交流紙」の発行などが考えられます。

ニーズに合わせた生活情報の充実

行政情報だけでなく、外国人区民が必要としている生活情報の充実を図ります。

*10 通称JICAと呼ばれ、技術協力などを通じて開発途上地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設立された特殊法人で、以前は国際協力団という名称であった。海外からの研修員受入事業をはじめ青年海外協力隊や国際緊急援助隊の派遣などを行っている。

例えば、外国人区民などの区内での生活の快適性を図るために、外国人区民や外国人団体等との協働により、多言語併記による生活便利帳を発行することなどが考えられます。

利便性の高い情報提供システムの構築

誰もが手軽に必要な情報を得ることができるような仕組みの構築を図ります。

例えば、インターネットを活用して、生活するために必要な情報を中心とした、多言語による提供などが考えられます。

公共サインなどの外国語表示の促進

区立施設等をはじめ、病院や交通機関などの公共的施設において、英語などの外国語表示の促進を図ります。

例えば、公共的施設での多言語による案内表示等の拡充を図るために、区で定例的に作成している外国語表示一覧を区内公共施設等に送付することなどが考えられます。

外国人相談体制の充実

外国人相談については、行政側だけではなく民間も含めた相談ネットワークを構築し、開催日や対応言語の複数化や相談内容も相談者のニーズに応えることができるように工夫するなど、これまで以上にきめ細かく対応できるように体制の整備を図ります。

例えば、外国人区民からの相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化及び出身国・地域の多様化に対応するため、区民活動団体と連携して、外国人相談窓口の開設日の増設と多言語での対応を推進することなどが考えられます。

日本語能力等の習得支援の充実

外国人区民に対して、地域を担う一員として地域参画や生活能力の向上や教育機会の実質的保障を図るため、区民活動団体等と連携して、日本語習得、生活習慣及び適応訓練等の機会の拡大に向けて環境を整備します。

特に、学校適齢期にある児童・生徒の保護者に対する理解の促進を図る必要があります。

例えば、新たに区民となった外国人などを対象として、日本語習得の機会の充実を図ることや、外国人児童・生徒が区内小中学校において実

質的に教育を受ける機会を保障するために、補習や日本語習得の機会の拡充を図ることなどが考えられます。

(2) 多文化共生のしくみづくり

外国人区民の区政への参画の推進

外国人区民に対して、定期的な英語をはじめ多言語による生活実態や意向の把握に努めるとともに、その意見を区政に反映させる仕組みの構築を図ります。

例えば、外国人区民の地域参画を促進し、意見を反映させる仕組みを構築するために、外国人区民と日本人区民とが話し合う場の設定を検討することなどが考えられます。

外国人区民の地域における活用の推進

外国人区民などが有している母語や文化・風俗・習慣などを地域の貴重な資産と位置づけて、地域社会への積極的な活用を図ります。

(3) 外国人区民の地域社会への参画の促進

外国人区民の地域における役割の明確化

外国人区民と日本人区民がともに地域の構成員としての自覚を持ち、力を合わせてまちづくりを推進できる環境の整備に努めます。

外国人区民の地域に対する理解の促進

外国人区民が、愛着を持って積極的に地域社会に参画できるように、地域情報の提供などを通じて、北区や居住する地域に対する理解の促進を図ります。

外国人区民の地域参画の促進

地域の自治会やコミュニティ組織、学校のPTAなど、地域社会で行うさまざまな活動への外国人区民の参画を促進します。

計画的な推進に向けて

1. 区民に対する情報提供の推進

区は区民が気軽に国際化推進事業に参加できるように、情報提供のあり方について工夫する必要があります。

2．区民と区の協働による国際化の推進

これからの国際化を計画的に推進するためには、区民と区が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、不法滞在者や外国人による犯罪の増加などが、外国人区民の人権を脅かす要因になっている点にも配慮して、区民と区とが一体となって、安全なまちづくりを進めるとともに、日常的に地域における相互理解や交流の促進を図るなど、国際化の推進に努めていくことが大切です。

例えば、その前提として今まで以上に区内における横断的な連携を図るとともに、区内のさまざまな国際交流・協力に関する区民活動団体の代表が一同に会して、全体が協働して国際化の推進を図ることができるように話し合う場を設けることなどが考えられます。

3．区内の国際交流・協力団体等とのネットワークの構築

区、区民、区民活動団体、企業など、それぞれの持つ役割を認識して、互いの特長を生かした連携を進めていくための体制を構築します。

4．国際化推進の拠点施設及び組織の整備

区は国際化推進のために、ハード・ソフトの両面から基盤整備を図ります。

例えば、東京外国語大学跡地などに、区民のグローバルな活動を支援するために、交流サロン、活動支援コーナー、イベントスペースや会議室など、国際化推進に必要なさまざまな活動を行うことができるような施設を整備することや、北区国際交流・協力ボランティアの組織化を図り、国際化推進のためのさまざまな事業などを企画・運営できるような体制を構築することなどが考えられます。

5．国や都などとの広域的な連携の推進

国や都や他の自治体などとの連携を図り、不法滞在者や外国人犯罪の問題など、北区だけでは対応が困難な課題についても積極的に取り組むことが大切です。

北区国際化推進ビジョン・施策体系図

